

総務常任委員会

平成28年5月23日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○坂口 徹	宮崎 和彦
小林 誠	伴 吉晴	木澤 正男
中西 議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	教 育 長	清水 建也
総 務 部 長	植村 俊彦	総 務 課 長	加藤 惠三
同 参 事	谷口 智子	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	仲村 佳真	まちづくり政策課長	安藤 容子
同 課 長 補 佐	福田 善行	財 政 課 長	福居 哲也
同 係 長	柳井孝一朗	税 務 課 長	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	木村 隆幸	会 計 管 理 者	藤川 岳志
監 査 委 員 書 記	山崎 篤	教 委 総 務 課 長	安藤 晴康
同 課 長 補 佐	竹田 敏伯	生 涯 学 習 課 長	真弓 啓
同 課 長 補 佐	平田 政彦		

3. 会議の書記

議会事務局長	黒崎 益範	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 坂口委員、小村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、最初の委員会ですので、当委員会所管の総務部、教育委員会及び会計室について、異動のあった係長以上の職員及び新規採用職員の紹介を部長からお願いしたいと思います。 植村総務部長。

総務部長

（ 職員紹介 ）

委員長

清水教育長。

教育長

（ 職員紹介 ）

委員長

藤川会計管理者。

会計管理
者

（ 職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。

委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。

ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

（ 午前 9時03分 休憩 ）

（ 午前 9時03分 再開 ）

委員長

再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、副町長の挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

副町長

(副町長挨拶)

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、坂口委員、宮崎委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございますが、本年4月に行政組織機構の改正が行われ、総務常任委員会が所管いたします分掌事務が変更されておりますので、変更点につきまして、理事者の説明をお願いしたいと思います。 植村総務部長

総務部長

まず、1の「観光施策」であります。

私から、行政組織の改革により、今年度から総務常任委員会の所管となる主な施策等について、参考資料に基づいて説明いたします。

- ① 観光事業の調査研究企画、実施調整に関すること。
- ② 観光イベント、観光プロモーションに関すること。
- ③ 歴史街道構想に関すること。
- ④ 観光協会との連絡調整に関すること。
- ⑤ 観光会館に関すること。
- ⑥ 観光自動車駐車場、斑鳩の里観光案内所に関すること。であります。

この中には、「農家民泊の推進」「聖徳太子市・斑鳩ウィーク開催の支援」「全国門前町サミットの開催」等も含むものであります。また町制70周年事業の取りまとめについても総務部で行いますことから、本委員会に所管いただくものであります。

次に、2の「商工業施策」であります

- ① 商工業の振興に関すること。
- ② 創業支援事業計画に関すること。

この中には、「プレミアム商品券の発行支援」等も含むものであります

次に、3の「子育て支援施策」であります

①の学童保育室に関すること。であります

学童保育事業が町長部局（福祉課）から教育委員会（生涯学習課）に移管となったことから、本委員会に所管いただくものであります

以上で、平成28度から総務常任委員会の所掌となる主な施策等についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

委員長

ご苦労さまでした。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

ございませんか。

（ な し ）

委員長

それでは、1. 継続審査、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、理事者の報告を求めます。

真弓生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、1. 継続審査、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告いたします。

初めに、文化財事業についてであります。

まず、史跡藤ノ木古墳春季石室特別公開についてであります。ゴールデンウィーク期間中の4月30日、5月1日の2日間にわたり開催いたしましたところ、合わせて1,904人の方にご見学をいただきました。なお、今回の石室公開におきましても、当町と官学連携協定を結んでおります奈良県立法隆寺国際高校の生徒に、受け付けや石室内の解説補助など石室特別公開の運営に携わっていただいたところがございます。

続きまして、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。まず、展示関係につきましては、5月28日土曜日から7月3日日曜日までを会期としました春季特別展「樋口隆康展－戦後日本考古学の歩みとともに－」の開催に向けて、現在、準備を進めているところであります。今回の展示会では、昨年4月2日にご逝去されました前斑鳩町文化財活用センター長の樋口隆康先生自身が書きとめておられた調査日記や

ご愛用だったカメラといった樋口先生ゆかりの品の展示を通じて、樋口先生がかかわってこられた国内の遺跡を紹介するとともに、戦後の日本考古学の発展に貢献された樋口先生の歩んだ考古学人生について紹介する内容となっております。また、展示会の関連行事といたしまして、6月12日日曜日に、樋口先生が京都大学で教鞭をとられていたころに学生であった大阪大学名誉教授の都出比呂志氏による「樋口隆康先生から私が学んだこと」と題した記念講演会の開催を予定しております。

なお、5月27日金曜日でございますが、午後1時30分より、本特別展の開会式を予定しております。中西議長様、嶋田総務委員長様におかれましては、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。平成25年度から進めております中宮寺跡の整備につきましては、平成27年度に引き続き、塔及び金堂の基壇の整備工事やあずまややベンチなどの休養施設の設置、説明板などの学習施設の設置等を計画しております。工事の入札事務といたしましては、去る5月16日に入札を執行し、株式会社青山組が6,112万8,000円で落札し、5月17日に仮契約を行っております。工期は、6月議会議決後から平成29年3月17日までの271日間を予定しています。先ほどもございましたが、本工事につきましては、設計金額が5,000万円を超えますことから、この6月議会にて議案を上程させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、春日古墳調査検討委員会についてであります。第2回目の会議を3月24日に開催いたしました。今回の会議では、前回の会議で検討事項となっております古墳の名称を再度検討していただいたほか、今後の調査を進めて行く上での問題点などについて話し合ってください、発掘調査前の墳丘での環境調査の実施などについて話し合ってくださいとあります。

次に、日本遺産の認定についてであります。これは、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを、日本遺産として国の認定を受けることによって、そのストーリーを語る上で不可欠な文化財を総合的に活用する取り組みに対する支援を受けることができ

る事業でございます。当町と王寺町が中心となり、聖徳太子をテーマとした、太子道と呼ばれている、斑鳩町と明日香村の間及び斑鳩町と太子のお墓がございます大阪府太子町との間の2つの道について、ストーリーを設定する予定であります。この太子道にゆかりのある市町村、全部で10市町村ございますが、賛同を呼びかけましたところ、全ての市町村より賛同が得られましたことから、奈良県及び文化庁との協議を進めますとともに、関係市町村による協議会を、準備ができ次第立ち上げ、平成29年2月の申請を目指し事務を進めていく予定であります。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 藤ノ木古墳の春季石室の公開ですけれども、昨年度と比べて来客数って実際にどれぐらい違うっていうか、どういうふうになっているんでしょうか。

生涯学習課長 昨年ですが、昨年が2,687名ということで、数としては783人の減でございます。ただ、昨年、かなり混み合いました、1グループかなり少ない時間で、短い時間でしかご見学できなかったというところがありました。

(「738人。」と呼ぶ者あり)

生涯学習課長 すみません、783人の減ですね。783です。失礼いたしました。そういったことがございましたけど、ことしにつきましては、それほど大きく並ばれることもなくスムーズにご見学いただいたということで、見学者の方にはご満足いただけたのではないかというふうに考えております。

木澤委員 時間が少し短かったっていうことですかね。ちょっとよくわからない。

生涯学習課長 時間は朝9時から夕方5時まで、それは変わってありません。あくまで来訪者の方の人数ということです。かなり減った、数字上はなっておるんですけども、大体これ、法隆寺に来られる方の人数とも大分連動しているところもございまして、今回は門前等でのお声がけ等もずっとしておりますけれども、法隆寺の門前自身も少し人通りが少ないといったこともございました。

木澤委員 もうちょっとその辺のところは分析的に報告いただけるかなと思ったんですけど、観光客数と連動している部分もあるでしょうけども、これはこれとして魅力を発信して、やっぱり来ていただけるように、どうやっぱり取り組んでいくのかなというところやと思いますので、やっぱりこの減っている原因っていうのは、今、漠然とした形で報告いただきましたけども、もうちょっと分析をしていただくほうがいいのかなと。また次年度に向けて改善していただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうかね。

委員長 清水教育長。

教育長 この藤ノ木古墳の石室の特別公開につきましては、ご存じのように、平成20年からずっと続けておりますけども、毎年、毎年、年によってですね、多い年と少ない年がございまして。でも、今回でも2,000人近くの方がですね、全国から来ていただいているということでございます。

おっしゃいますように、発信の方法等々については検討いたしますけども、いまだにこういった人気があるということで、リピーターの方々も大分多いように聞いてございます。それは、先ほども申しあげましたように、法隆寺国際高校の高校生が笑顔で対応してですね、気持ちよく帰っていただいているということがリピーターの増加にも結びついているのかなというふうに考えてございます。

おっしゃいますように、今後、情報の発信についても検討はさせていただきますけども、いまだにこういった2,000近くの方々が来ていただくというのは喜んでいるという状況でございます。

木澤委員 昨年度と単純に比べて減ったからって言うて、そこだけ見てね、悪いってわけじゃないんですけども、実際に2,000人近く来ていただいていますので。だから、その要因がね、もうちょっとわかればなどというふうに思いましたので、わからないところもあると思いますけども、できるかぎりやっぱり分析をしていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 まず、今度、春季特別展ですか、前のセンター長のそういうようないろんなものを展示していただく、これは有料ですか、無料ですか。

生涯学習 今回は無料でございます。

課長

伴委員 大概特別展いうたら今まで有料でやっていたところ、これに関しては無料という形でやる。これ、いつもこの春季特別展いうのはこれぐらいの、暑くなってからの時期でしたかな。もうちょっと何か春っぽい時期のような気がしていたんですが。時期の変更とかはないわけですか、これ。

生涯学習 昨年も5月下旬ぐらいから6月下旬ぐらいだったと思いますが、特に課長 時期の変更はございません。

あと、春季のほうが無料か、有料かというお話の中で、秋のほうは、藤ノ木古墳の里帰り展ということで、輸送費等々、美術品相当ということでかなり輸送費もかかっておりますので、そのあたりを含めての有料というふうになっておりますので、今回は、遺族の方にもご協力いただいておりますので、有料まではしておりません。

伴委員 それでしたら、できるだけ多くの方にこの機会に来ていただくという
ような形でPRのほう、お願いいたします。

あと、中宮寺跡の遺跡公園ですか、これの工事のお話がありましたが、
これには、当初の計画と大体同じような形で工事は進んでいっていると
考えていいんでしょうかね。

生涯学習 当初の計画では、平成29年度までの5か年ということでやっており
課長 ますけれども、当然これはその計画で進めてまいりたいところではござい
ますが、文化庁の予算のほうの厳しい状態が続いておりまして、昨年、
ことしも恐らく減額を受けるということもございます。ですので、これ
は要望していくしかないわけですけれども、計画上では来年度、最終年
度でございましてけれども、最終年度ということで特例的に見てもらえる
場合もあるかもわかりませんが、今、こうした熊本の地震等々の影響も
少なからずは影響してくるだろうというところもございますので、この
あたりは状況も把握しながら要望してまいりたいと考えております。

伴委員 結局、内容の変更、金銭的な、国の補助の関係で遅れるかもわからな
いというのは、今、わかりましたけど、内容そのものを変更していくと
いうことはないわけですね。

生涯学習 基本的にはございません。
課長

伴委員 何回もすみません。あと、最後に、太子道ですか、この10市町村の、
これのメリット、これが進んでいけばのメリットというのはどんな感じの
メリットが斑鳩町にあるんでしょうかね。

生涯学習 聖徳太子御遠忌の1400年に向けてというところもございますが、
課長 聖徳太子をテーマとしてPR、斑鳩町を、関連する市町村も含めてです
けれども、PRしていけるというところは1つございます。

あと、太子道につきましては、以前からあるものではございますけれ

ども、このPRですね、斑鳩町も含めてですけども、全国に発信できるいい機会ではないかなと考えております。

あと、それに関して、通常でありましたら単独事業、予算としては単独のものになりますけれども、文化庁のこの認定を受けられました場合には、補助も受けられるというところがございますので、そういったものも活用したいというところがございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項についてを議題といたします。(1) 斑鳩町コミュニティバス実証運行計画の変更について、理事者の報告を求めます。 谷口総務課参事。

総務課参事 それでは、各課報告事項の(1) 斑鳩町コミュニティバス実証運行計画の変更について、ご報告をさせていただきます。

当初の斑鳩町コミュニティバス実証運行計画につきましては、昨年10月27日に開催いたしました第7回斑鳩町地域公共交通会議において承認を受け、11月20日の総務常任委員会でご報告をさせていただいたところがございますが、その後、関係自治会との協議を経て、運行経路等が確定し、本年3月17日に開催いたしました第8回斑鳩町地域公共交通会議において実証運行計画の変更の承認を受けましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

資料1、斑鳩町コミュニティバス実証運行計画の3枚目でございます。末尾のページの「運行経路、停留所設置場所の変更箇所」というタイトルの資料をごらんいただけますでしょうか。この資料にございます下の図のうち、左側が、変更前、右側が変更後をあらわしております。変更内容

につきましては2点ございまして、その内容は、白石畑コースの廃止及び龍田ネオポリス周辺の運行ルート及びバス停の追加、名称変更となります。

初めに、1点目の白石畑コースの廃止についてであります。本コースにつきましては、運行開始当初、白石畑地区の児童が斑鳩東小学校から帰宅される際に利用していただくことを主な目的として運行していましたが、現状、当該地区内には通学する児童もおらず、ご乗車いただいている数も少ないことから、実証運行の開始を契機として本コースを廃止するものでございます。資料のページ、緑の枠で囲ったところでございます。なお、本コースの廃止に当たりましては、高齢者の買い物等、外出支援の観点から、現行社会福祉協議会で運行されております生き生き号の増便が検討されているところであり、地元自治会のご理解もいただいているところでございます。

次に、龍田ネオポリス周辺の運行ルート及びバス停の追加、名称変更についてであります。龍田ネオポリスのバス停におきましては、現行では、橋を渡った住宅地の入り口付近でバックをいたしまして方向転換をしておりますが、西和警察署からの助言もあり、運行時の安全性を向上させるため、住宅地内を周回するコースに変更するものでございます。なお、コースの変更に当たりましては、本住宅地の大部分が平群町の区域でありますことから、あらかじめ平群町地域公共交通会議においてご審議をいただき、ご了承をいただいております。資料の地図におきましては、左側の緑で囲った場所になってございます。また、本コースへの変更に当たりましては、地元自治会と協議を行う中で、本住宅地は、住宅地内において平群町と斑鳩町との行政界が分かれており、斑鳩町の区域内でのバス停の設置要望がありましたことを受け、新たに龍田ネオポリスという名称のバス停を設けることとし、住宅地の入り口付近にある現状のバス停につきましては、平群町の区域内であり、平群町のコミュニティバスとの結節点としての機能も有することから、平群町住民の意向もございまして、ネオポリス集会所の前にバス停を移動し、龍田ネオポリス口として名称を変更した上で設置することといたしております。

ただいまご説明いたしました変更につきましては、資料1の斑鳩町実

証運行計画の3ページ及び4ページで変更箇所を見え消しで示しておりますので、ご確認をよろしく願いをいたします。

なお、実証運行開始の時期につきましては、10月1日から行ってまいりたいと考えておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。

以上、コミュニティバス実証運行計画の変更についての説明とさせていただきます。よろしく願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 以前の委員会でも報告いただいているかと思いますが、白石畑のルートですね、帰りに利用して、以前は、らしたということで、行きは、これはもともと利用はされていなかったんですかね。

総務課参事 東小学校の児童が利用されているかどうかというご質問でよろしいですかね。

(「そうです。」と呼ぶ者あり)

総務課参事 朝の便につきましては、学校の始業時間には間に合わないということがございますので、白石畑の住民の方が朝便は利用されているということになるかと思います。東小学校の帰宅の際に夕方便を利用されていたということがございます。

木澤委員 それと、今は児童がいないということですが、今後、そういうまた通学に利用される児童が出てきたときには、そのときにまた検討するっていう考え方なんですかね。

総務課参事 このルートにつきましては、白石畑自治会長さんとも協議をさせていただく中で、確かに今後の見通しというものについてはわからない部分もあるんですが、ただ、持続可能な公共交通とするということの中で、

町のほうが今回廃止するという意図のほうを地元自治会もご理解いただいたということでございますので、今後のことにつきましては、現時点では考えてはおりませんが、今後、対応を検討するという可能性のほうはまだ含んでいるという状況でございます。

木澤委員 それともう1点、社協のほうの生き生き号ですね、そちらのほうの検討をされているっていうことですが、まだ確定はされていないんでしょうけども、こういった形を検討されているのか、お聞かせいただけますか。

総務課参事 私どもが聞かせていただいている範囲内では、4月以降、日曜日が廃止されたということでございますけれども、現在、火曜と金曜が走っている以外にもう1日ふやすということで地元と社会福祉協議会で協議をされるというふうに向っております。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 もう一度ちょっと確認したいんですが、最後のこの図の変更前と変更後、この変更後というのは、これ、東小学校のところらへんというのは、先ほどの白石畑の子どもたちの関係でここがあったと。それがなくなっているということでええわけですね。

総務課参事 はい、そのとおりでございます。

伴委員 わかりました。

これ、今、コミュニティバスの停留所が全部、何かこう、きれいな感じにさせていただいた。これはこの実証運行の今後と関係して、あれはいらっただけいなんですかな。

総務課参事 バス停の更新についてでございます。バス停の老朽化という一面もございましたが、このバス停の更新につきましては、平成26年度、国の

ほうの補正予算であります緊急経済対策の交付金を活用いたしまして、26年度から27年度に繰り越した交付金を活用いたしました。

当初、28年4月1日に実証運行を開始するという当初の計画がございましたので、27年度中にバス停を更新するという方針のもとに、交付金を活用してバス停の更新を行ったものでございます。

今後につきましては、今現在は現行のバス停の表示板がついておりますので、10月の実証運行にあわせて、新たな標板を設置するということになります。以上でございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。 坂口委員。

坂口委員 イオンいかるが店のバス停の位置なんです。これは屋上での位置でよろしいんですかね。その辺、ちょっと確認させてください。

総務課参事 はい、イオンのバス停の位置につきましては、今おっしゃいましたように屋上で、生き生き号のバス停が、今現在、屋上の、屋上から店舗に入る入口のところがございます。その横に設置する予定であります。

坂口委員 運行の際ですね、前の道路、前の道路っていうか、側道ですね、非常に狭いので、交通安全にだけ気をつけていただくようにだけお願いしておきます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(2)平成27年度町税不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。 本庄税務課長。

税務課長 それでは、平成27年度町税不納欠損処分につきまして、ご報告をさ

せていただきます。

町税の不能欠損につきましては、地方税法の規定に基づきまして処理をさせていただいているものでございまして、平成27年度におきまして当該処分をさせていただいたものについて、ご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、本日お配りしております資料2をごらんいただけますでしょうか。

1 ページ、事由別内訳表でございます。初めに、地方税法第15条の7第4項によるものでございます。これは、表の下に付記しておりますように、滞納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が消滅するものでございます。具体的には、滞納処分することができる財産がないとき、または滞納処分することにより滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、あるいは滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である場合に、滞納処分の執行を停止し、その後3年間状況が変わらない場合に、納付・納入義務が消滅するものでございます。この事由により不能欠損処分を行いましたものは、個人町民税が24人で188万2,628円、固定資産税及び都市計画税が11人で、うち固定資産税が271万4,938円、都市計画税が29万8,227円、軽自動車税が12人で12万5,583円となっております、合計は、実人数39人、税額は502万1,376円となっております。

次に、地方税法第15条の7第5項によるものでございます。これは、滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収できないことが明らかである場合、具体的には、滞納者が死亡し相続人もいない場合等で、直ちに納入義務を消滅させるものでございます。この事由により不能欠損処分を行ったものは、個人町民税が1人で4万4,910円、固定資産税及び都市計画税が4人で、固定資産税37万8,420円、都市計画税が4万1,980円、軽自動車税につきましては1人で、税額は1,000円となっております。合計は、実人数5人、税額では46万6,310円となっております。

次に、地方税法第18条第1項によるものでございます。こちらは消滅時効に係るものでございまして、時効により徴収権が消滅するもので

ございます。この事由により不能欠損処分を行いましたものは、個人町民税が7人で35万4,810円、固定資産税及び都市計画税が4人で、固定資産税が27万4,362円、都市計画税が3万138円、軽自動車税が5人で2万6,600円となっております。合計は、実人数16人、税額では68万5,910円となっております。なお、本事由によります不能欠損につきましては、全て地方税法第15条の7第1項による滞納処分の停止を行っておりましたが、停止期間の3年を経過する前に時効が到来したものでございます。

これら平成27年度に行いました町税の不能欠損処分の合計といたしましては、実人数60人で、税額は617万3,596円となっております。

続きまして、裏面、2ページをお願いしたいと思います。こちらの表は、年度別内訳表といたしまして、今回行いました不能欠損処分について、税目別、年度別の件数と税額を整理したものでございます。平成26年度以前の課税分、滞納分が575万3,196円、平成27年度現年分は42万400円となっております。

3ページにお移りいただけますでしょうか。こちらの表は、不能欠損処分の推移といたしまして、上の表が税目別、下の表が事由別に、平成22年度からの不能欠損処分の推移を整理したものでございます。平成27年度では、前年度と比較いたしまして、実人数で42人、税額で544万1,611円の減少となっております。

以上、平成27年度の町税の不能欠損処分についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
よろしいですか。

(な し)

委員長

次に、(3)第1次斑鳩町生涯学習推進計画後期計画について、理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、第1次斑鳩町生涯学習推進計画後期計画について、ご報告いたします。

まず、この生涯学習推進計画とはいうところにつきまして、簡単ではございますが、改めてご説明させていただきたいと思っております。

資料3-1の1ページをお願いできますでしょうか。計画策定の背景であります。近年、科学技術の進歩、高度情報化の進展、少子高齢化の進行などに伴い、価値観が多様化し、住民を取り巻く生活環境は目まぐるしく変化してきています。国におきましても、教育基本法が平成18年に60年ぶりに改正され、生涯学習の理念が明文化されるとともに、家庭教育などの条項が追加されているところであります。

このような状況の中、生涯学習の推進においては、多様化・高度化する住民の学習ニーズに応えるとともに、社会全体で取り組む教育の推進や、生涯学習を支援するための人材の育成を視野に入れた事業を実施していくことが求められております。

斑鳩町におきましても、平成23年から施行されております第4次斑鳩町総合計画及び斑鳩町教育基本方針の趣旨を踏まえ、平成25年に本計画を策定したところであります。

次に、2ページをお願いいたします。本計画の目的及び位置づけであります。国等における生涯学習施策の動向を踏まえるとともに、第4次斑鳩町総合計画のまちづくりのテーマであります「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく新斑鳩の里」の実現に向け、生涯学習に関する活動を効果的に支援することを目的としております。また、上位計画である第4次斑鳩町総合計画と整合性を図りながら施策を推進していくという位置づけとなっております。

次に、3ページをお願いいたします。本計画の期間であります。下の表のとおり、平成25年から平成27年までの3年間を前期計画、平成28年から平成32年までの5年間を後期計画としております。この期間につきましては、先ほども申しあげましたとおり、上位計画である第4次斑鳩町総合計画に合ったものとなっております。

平成27年度が前期計画の最終年度となっております。社会教育委

員会議においてご審議をいただき、その後、教育委員会におきましてもご審議をいただきまして策定をいたしましたので、本委員会にご報告申しあげるものでございます。

なお、この後期計画につきましては、主に第4次斑鳩町総合計画の後期基本計画を受けまして、その整合性をとったものとなっております。詳細はまた後ほどごらんいただければと思いますが、先ほどご説明いたしました部分を含めまして、1ページから5ページまでにつきましては前期計画をそのまま引き継ぎまして、6ページ以降の施策体系別事業につきまして、時点修正が必要な項目について見直しを行っているところであります。

また、別途つけております資料3-2につきましては、前期計画の進捗状況を整理しておりますので、こちらも後ほどごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、第1次生涯学習推進計画後期計画についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
小林委員。

小林委員 4ページのスポーツ大会参加に対する支援ということで、ちょっと改めてお聞かせいただきたいんですけども、この補助金、たしか5,000円ぐらいでしたかね、それは支出する基準っていうのを教えていただきたいのと、もう1つ、その上の、スポーツ推進委員会の運営について、未開催となっておりますけれども、スポーツ推進委員会の皆さま方には各研修会等に参加していただいているとは思っているんですけども、それを踏まえてスポーツ運営委員会とかを開催していると思っていたんですけども、研修には行っていただくけれども、それを町に落とし込むような推進委員会っていうのは開催していないという認識でいいんですね。

(「どれのこと。」と呼ぶ者あり)

委員長 進捗状況のほうの4ページですね。

小林委員 そうですね。進捗状況の4ページのこの2点について、ちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

生涯学習
課長 進捗状況の4ページのスポーツ推進委員ですね、こちらにつきまして、ご指摘のございましたとおり、研修会等の出席はしていただいておりますけれども、委員会としては開催はしておらないということでございます。

もう1点、再度お聞かせいただけますでしょうか。申しわけございません。

小林委員 その下のスポーツ大会参加に対する支援ということで、何か5,000円ぐらいの金額だったかなとは思いますが、その補助を出す基準っていうのをちょっと聞いたことがないので、改めて教えていただきたいなと思います。

生涯学習
課長 申しわけございませんでした。

まず、今、改正をいたしまして、1万円としております。これにつきましては、周辺町と歩調を合わせるような形で改正をしておりますが、基準としましては周辺と、見ながらということでの設定をしております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)斑鳩の里フォトコンテストの実施について、理事者の報告を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづく 斑鳩町制70周年記念斑鳩の里フォトコンテストの実施について、ご

<p>り政策課 長</p>	<p>報告いたします。</p> <p>斑鳩町では、平成29年に町制70周年を迎えることから、町制70周年記念事業といたしまして、斑鳩の里フォトコンテストを実施いたします。</p> <p>フォトコンテストにつきましては、景観、祭り、イベント、町並み、斑鳩ゆかりの花や鳥など、斑鳩町の自慢できる魅力を発見し、観光資源として本町の魅力を発掘するとともに、写真の撮影や鑑賞を通して住民や観光客の本町に対する愛着やふるさと意識を高め、町外の人には本町を訪れるきっかけにつなげることを目的に実施するものであります。</p> <p>募集内容といたしましては、斑鳩らしい風景・景観の部と斑鳩の花・木・鳥等魅力発見の部と、2部門となっております。募集期間は平成28年6月1日から平成29年5月31日までの1年間としており、入賞は、最優秀2点、優秀4点、入賞20点を予定しております。最優秀と優秀の方につきましては、平成29年9月に予定しております町制70周年の記念式典で表彰してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>なお、町制70周年記念事業につきましては、現在取りまとめを行っており、またご報告させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上、まちづくり政策課からの報告とさせていただきます。</p>
<p>委員長</p>	<p>報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。</p> <p>小林委員。</p>
<p>小林委員</p>	<p>どんどん新しいことをやっていただくのはいいんですけども、図書館のほうで斑鳩町の歴史アーカイブか何か、古い写真をね、ホームページとかでもいろいろ展示していただいている、見ることができるんですけども、そういう古き良き斑鳩町の写真っていうのもですね、やっぱり若い世代というか、私のような昔を知らない世代にとってもやっぱり貴重な写真ですし、そういうコンテストというか、そういう写真がですね、広く町民さんに知れ渡るような、もうちょっと周知というかですね、そ</p>

ういうことも何かちょっと、これの新しいことにもあわせてやっていただきたいなという要望をさせていただきたいんですけれども。それについて、できたらどうお考えなのかもご解答いただけるとありがたいんですが。

委員長 これはまちづくりになるの。所管はどこになるの。教育委員会。ホールの所管は。 安藤まちづくり政策課長。

まちづく
り政策課
長 現在ですね、先ほど最後のところで申しあげましたが、70周年の記念事業につきまして、現在、取りまとめを行っております。そちらです。ね、図書館でこれまで取り組んでまいりましたアーカイブ事業ですね、また町民の皆さんに見ていく機会を設けていければというふうに、今、検討しているところでございますので、またご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 ほか、ございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと1つ疑問に思ったんですけどね、何でフォトコンテストなのかということだけなんですけど、文化財とかやったら、絵とか、陶芸とか、いろいろあるんですけど、フォトコンテストにされたという理由があるんやったら、ちょっと教えていただきたいです。

まちづく
り政策課
長 まずですね、写真というものの発信性の大きさとですね、あとは、今後ですね、そのフォトコンテストの作品は著作権が町に帰属いたしますので、今後ですね、さまざまな、町のポスターでありますとか、チラシでありますとかっていうものに活用していただける面が大きいことがありますので、フォトコンテストの実施をさせていただきたいと思っております。以上です。

宮崎委員 わかったような、わからへんような、ちょっと感じなんですけど、絵でも、別にそれを写真に撮って、またできるのかなと思ったんですけど、

文化的なことをやられることは大変いいことだと思うので、もしよかったらほかの、絵とか、陶芸とか、また書とか、いろいろありますのでね、またその辺もまた70周年ということで考えていただいたらなということで、考えだけ言うておきます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(5) 夏季一斉閉庁及び閉庁日の町民プールの無料開放について、理事者の報告を求めます。 植村総務部長。

総務部長 それでは、私のほうから、夏季一斉閉庁及び町民プールの無料開放について、ご報告をいたします。

資料の5をごらんいただきたいと思います。夏季の節電対策といたしまして、本町におきまして、照明の使用抑制や空調機の温度管理の徹底及び役場庁舎の閉庁による消費電力ピーク時の節電対策に引き続き取り組んでまいりますとともに、職員が家族で過ごす時間を確保し、心身の疲労回復を図ることによる公務効率の向上を目的とするため、今年度も、7月末及び8月の月曜日のうち3日間、本庁舎及び水道庁舎を閉庁するものでございます。

実施日につきましては、平成28年7月25日、8月15日、8月22日のいずれも月曜日でございます。対象となる閉庁する施設でございますが、昨年度までと同様に、斑鳩町役場の本庁舎、水道庁舎でございます。なお、本庁舎におきましては、転入・転出届の受付、あるいは各種証明業務につきましては行うことといたしております。また、保健センター、保育園、公民館等の施設につきましては、平常どおり業務を行うことといたしております。

周知についてでございますけれども、住民の皆さまには、自治会内の回覧、あるいは平成28年の6月号、7月号、8月号の各お知らせ版、また、7月号、8月号の広報紙及び町のホームページに掲載をいたしま

すとともに、公共施設等には閉庁のお知らせのチラシを備え付けることなどによりまして周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、町民プールの無料開放についてでございますが、夏季一斉閉庁の3日間につきまして、各家庭でもエアコン等の使用を控えるなどの節電対策をしていただくという考えでありますため、昨年度に引き続きまして町民プールを無料開放したいというふうに考えているところでございます。

以上で、夏季一斉閉庁及び町民プールの無料開放についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 以前にもお聞きしましたが、消費電力、節電ですね、の、金額的な効果っていうのがあまり見られなかったなというふうに思っているんです。これ、今後も継続していくべきものなのかどうかっていう点もね、検討していただきたいということで意見申しあげていたと思うんですけども、町民の皆さんにはプールの無料開放ということで、プール利用される方にとったらありがたい点もあるのかなと思いますけども、それはまたそれで、町のほうでも費用がかかることですので、その辺の費用を比べると、これ、するのにどれぐらいかかっているのかなっていうのが気になるんですけども、わかりますかね。

委員長 閉庁やめる、結局、もう日常業務をすることについての差ということですか。プールの。

木澤委員 節電の金額、いくら効果があったのか、節電の。

委員長 閉庁したことによる。

木澤委員 プール3日間開くので、それにかかる費用がいくらなのか。単純にそれだけの話です。

委員長 わかります。 植村総務部長。

総務部長 ちょっと私のほうから、節電の効果でございます。平成27年度につきましても、金額で申しますと約1万6,000円、3日間で1万6,000円でございます。ただ、平成26年度は約3万6,000円でございます。26年度に比べまして節電効果が下がったように見えるんですが、昨年度は、3日間のうち、どうしてもはずすことができなかった会議等がございまして、会議室で冷房等を使用した結果でございますので、ちょっと昨年度につきましても1万6,000円の効果であったということをご理解をいただきたいと思っております。

委員長 町民プール、出る。 真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 費用的な面につきましては、一括でやっておりますので影響ございませんけども、もし来られた方が入館料を払われたとした場合には、約14万円の減収ですね、27年度につきましても。26年度につきましても、大体それぐらいの水準ではございます。その分が、入るべきものが入らなかったというところがございます。

木澤委員 そこだけ見て、やめろとか、継続しようっていう判断をするべきではないかとは思いますが、住民さんにとってはどうなのかなと。閉庁でやっぱり役場を利用できないのが困るというね、人がどれぐらいいるのかなと。ことしで3年目になるんですかね。これまでも、住民課の窓口が平時よりも人数が来ていた状況なんかもありまして、それについては対応していただいておりますけども、それ以外の分も含めて全体で、去年までやっていただけて、苦情は減ってきているとは思いますが、今後の見通しとしてね、それをやっていくのがいいのかどうかっていうのを見きわめていかないかなというふうに思っているんですけど

も、それについてはどうですか。

委員長 池田副町長。

副町長 昨年度にも同様の意見いただいたと記憶しておるんです。これにつきまして、住民さんからの苦情等、窓口での苦情等については、昨年も何も聞いておらない状況でございます。

当初これを導入した経緯につきましては、やはり住民の方に節電意識を高めていただくということで始めさせていただきました。そうした中で、屋内、家の中で子どもさん夏休み過ごすよりは、家でがんがんクーラーかけたところよりも、外へ出て、プールに出て遊んでいただくということ、それらを踏まえて節電意識を向上させるということで、この取り組みは進めてきたわけで、費用対効果云々よりも、まずそちらを重点的にこの事業を実施いたしております。

今年度の実施につきましても、庁内でやっぱりいろいろ議論した経緯がございます。そうした中で、やはり節電意識、もったいないという意識はやはりこれからも植えつけていこうと、住民の方にやはり周知啓発をやっていこうということで今年度も実施させていただくことになりましたので、ご理解のほど、よろしく願いをいたしたいと思っております。

木澤委員 これ、判断するのも難しい話やと思っておりますのでね、経過を見せていただきたいと思っておりますけども。またその時々で意見言わせてもらいます。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 私はこれ、今おっしゃられたように、ただ単に金額だけの問題と違うと、やっぱりいろいろな形でそういうような方向、意識、エネルギー問題ということでやっておられるんやろうと私は思っていますねんけど、ちょっとお聞きしたいでんねけど、実質いうとこれ、あれですわな、転入・転出届とか、各種証明、これ、1階だけは電気つけて、そこはクーラーはつけてくれてはりまんのか。それともまた、2階のほうも職員さ

んは何名か出て、そのときはもしかしたらクーラーもつけんといててくれはるような、そんな状況にあるわけですか。ちょっとそこを知りたいでんねん。

委員長 植村総務部長。

総務部長 当然、職員の働く場の環境の維持ということもございますので、基本的には冷房を入れて対応させていただいております。

伴委員 2階とかそのあたりも、証明もありまっしゃろけど、2階とかもそれなら一応冷房はつけてくれてはりまんねんな。

総務部長 1階、2階とも冷房をつけてやっております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(6) 町有地の売払いについて、理事者の報告を求めます。 福居財政課長。

財政課長 それでは、財政課から、町有地の売り払いについて、ご報告を申し上げます。

町が所有する普通財産につきましては、監査委員からご指摘をいただいておりますように、利活用の低い土地につきましては処分を進めているところであります。本年度におきましては、新たに2つの物件の処分を進めてまいりたいと考えております。

1つ目の物件は、興留5丁目地内、松楽園さんの南に所在する町有地であります。この物件は、平成23年10月24日に斑鳩町土地開発基金用地を斑鳩町が取得したもので、公募面積は405.63平方メートル、約123坪の土地でございます。

2つ目の物件は、龍田南6丁目地内の追手西団地跡地でありまして、猫坂交差点から南に約150メートルに所在する土地であります。追手西団地跡地は、平成11年3月31日付で当該施設を廃止、同年4月1日から普通財産として管理してきたもので、公募面積206.69平方メートル、約63坪となっております。

次に、売却の方法であります。この2物件につきましては新たな物件となりますことから、一般競争入札により売り払いを進めてまいりたいと考えております。なお、売り払いに当たりましては、当該物件の鑑定評価を行った上で、これらを参考にそれぞれの売り払い予定価格を定めまして、秋以降に競争入札に付してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本年3月委員会でご報告を申しあげました公募先着順売却による追手団地跡地、阿波2丁目地内の町有地の2物件の売り払いにつきましては不調に終わりました。売り払いを一旦保留とさせていただいたところでありましたが、業者等からの問い合わせがありますことから、売却価格を見直しするなどして、再度、6月中旬から公募先着順売却を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、町有地売り払いにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 持っていてもね、費用がかさむだけだということで処分をしていこうという方向はわかるんですけども、阿波の2丁目のときにも、地域住民の方から、やっぱり事前に情報がほしいというような声があって、その委員会の中でも意見として言わせてもらったと思うんですけど、今度また新たに興留5丁目と龍田南と入札にかけようということと言いますと、地域の方に、一応そういう方向でやろうとしているんやという話なんかは事前にはしていただいているんですかね。

財政課長 この2物件につきましては、今後進めていくということですので、今後の経緯でまた自治会長さん、地域住民なりにご報告を申しあげてまいりたいと考えております。

木澤委員 具体的に、以前に阿波の2丁目のときにはごみの集積場所として使っていて、それが売れてしまうとじゃあどうなのかっていう話なんかもあって、そうした際の対策も含めて、やっぱり地域の方と、協議っていうんですかね、事前にやっぱり説明等が必要やと思いますので、その辺もぬかりのないようお願いをしておきます。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 今お聞きすると、これからやろうと、新規でやろうとされているやつは一般競争入札で、そして、一度やって不落到終わった、応募がなかったというやつは先着順公募って、今、ちょっと聞いたんですが、今までからもそんな形で、一旦売れへんで値段を変えたやつはもう先着順でやっておられるということなんですかね。

財政課長 そうです。これまでにつきましても、また、周辺自治体の土地の売却の状況とかも見ましても、まず最初は、予定価格定めまして一般競争入札をすると。おおよそ2回ぐらいは一般競争入札されているところが多ございますので、当町もそれに倣いまして、2回、一般競争入札をさせていただいております。3回目以降につきましては、もう既に一般競争入札で参加される住民さんとか、業者さんがおられないということですので、先着順で売却のほう進めているところでございます。

伴委員 金額をちょっと見直してというのがあったのでちょっと気になったんですが、そんな形で今までも進めておられるのであれば、結構です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(7)斑鳩町学校給食地産地消促進事業について、理事者の報告を求めます。安藤教育委員会総務課長。

教委総務課長 それでは、教育委員会事務局総務課から、(7)斑鳩町学校給食地産地消促進事業について、ご報告をさせていただきます。

昨年、学校給食におきまして児童生徒への食育及び学校給食での地産地消を進めることなどを目的に、奈良県産農林水産物や加工品を使用する学校に対しまして当該食材の購入費について補助金を交付する、斑鳩町学校給食地産地消促進事業を創設をさせていただきました。小学校で1食当たり50円、中学校では60円を補助、年間6回を限度でございますが、その財源は、全額が県補助の対象となっております。

しかしながら、本年度、奈良県においてこの事業への予算化ができなくなったことから、町といたしましては、児童生徒への食育の推進等を図ることから、町の単独事業として継続をするというところでございます。また、この財源の振り替えに係る補正予算案につきまして、6月町議会定例会に上程をさせていただく予定でございます。

引き続き、おいしく魅力のある学校給食の提供に努めてまいりますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

以上で、斑鳩町学校給食地産地消促進事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。木澤委員。

木澤委員 前のときにひょっとしたら聞いたかもしれませんが、県のほうで予算化できなくなったっていう理由は何なんですかね。

教委総務課長 財政当局との折衝の結果ですね、国の地方創生の加速化交付金が割り当てられなくなったということを聞いております。

木澤委員 今後、今年度は町単で事業として行うということですが、今後の方向性については、町としてはどんなふうに考えているんですかね。

委員長 清水教育長。

教育長 このことにつきましては、ことし実施させていただきます。来年度以降もですね、国の補助金がつくかどうかは別にしても、実施してまいりたいというふうに考えてございます。

委員長 池田副町長。

副町長 これにつきましては、今後、学校給食のあり方全体をどうしていくかという問題がございます。保護者の給食費の問題をどうしていくかっていう問題ありますので、やはり新年度に向けて、それは総合的にどれだけ町が援助するか、どういう形で援助するか、それらをやっぱり総合的に判断していきますので、これはこれ、あれはあれではなくて、やっぱり総合的にやったやつをまた新年度予算、また次年度予算でご提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。
真弓生涯学習課長。

生涯学習 生涯学習課より1点、公用車の事故についてでございます。

課長 去る4月17日日曜日の午後1時ごろ、小吉田2丁目におきまして、町民体育大会の片付け作業中でありました中央体育館職員の運転する車

両が交差点で車両との接触事故を起こしました。現場は、都市計画道路法隆寺線と町道401号線、通称服部道の交差点で、当方の車両が北から南へ進行していたところへ相手方の車両が東から西へ進行してまいり、当方の左後方部側面に相手方車両が衝突いたしました。西和警察署にもすぐ届けまして、現在、相手方と交渉中でありますけれども、過失割合が生じた上での相手方との示談となりました場合は、専決処分をさせていただきますまして、直近の議会にご報告させていただきますので、あらかじめご理解いただきますように、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 ほかにごいませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。木澤委員。

木澤委員 これ、けが等は発生していないんですかね。

生涯学習 双方とも、けがはございませんでした。

課長

木澤委員 事故はどうしても起きるものですが、以前はごみ収集の関係で結構多かったんですけども、最近っていうんですかね、ここ数年は公用車での事故なんかもふえてきていて、その辺のところは、何でっていうの難しいかもしれませんが、どういった状況があるのかなっていうのはちょっと気になったんです。運転技術云々につきましては、車運転する際に普通車でしたら普通免許は持っておられますけども、公用車に乗る際の、何でっていうんですかね、心構えとか、いろいろまた再度事故が起こらないように、周知徹底っていうんですかね、していただきますようお願いをしておきます。

委員長 はい、ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、各課報告事項については、これをもって終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があればお受けいたします。 小林委員。

小林委員 今月、行方不明者の関係でちょっとご案内で、メールね、登録されている方に一斉にいただきましたけれども、そこの情報がちょっとですね、詳細すぎたのかなって、後々考えさせていただいたら思ったんですけれども、あれはもう警察のほうから、公開捜査になったので、警察のほうからいただいた情報をそのまま編集せずに町のほうでも流したのか、それとも町のほうで独自に詳細にいろいろなこと、項目を足して流したのか、そのあたりについてちょっと先に確認させていただきたいと思います。

委員長 加藤総務課長。

総務課長 行方不明者の情報の関係につきましては、西和警察署のほうに、どこまで情報を流してよいかっていうのを確認させていただいております。その中で確認したものを流させていただいているということでございます。

小林委員 なぜそういうふう質問させていただいたかといいますとですね、その発見されましたっていうメールがですね、ご案内を、登録されている方に一斉にいきますけれども、いつもとちょっとニュアンスが、表現が違うっていうので、いろいろな方が感づかれるというかですね、そういうことでやっぱり住民さんもわかってしまうという部分がありますので、だからその安否確認も、安否のですね、何ていうのかな、どういう状態

か関係なしにですね、何か統一した基準で、斑鳩町の住民さんにご協力
いただきまして解決いたしましたっていう統一基準をつくれたほうがい
いのかなって。その安否の様態によってニュアンスを変えることによっ
て、住民さんたちもですね、ああ、この方はお亡くなりになったのかな
とか、この方は元気というかですね、大丈夫だったのかなっていう、
そういうのもわかってしまう。わかってしまいますので、だから、詳細
な情報流した後にそういう何か困ったこともわかってしまうと、その
地域やそのご家族の方もどういうふうな反応をしてしまうのかなって
いうのがですね、ちょっと今月思いましたので、そういうことについては
どういう配慮をしていくべきなのかなというふうに感じたんですけど
も、それは、今月のそのご案内されたメールについてはどういうふうに、
検証というかですね、思っておられるのか、ちょっと理事者側の感想を
お聞かせいただきたいんですが。

総務課長　　今回、安否の関係につきましても、警察のほうからは私どものほうに
はいただいておりませんので、警察に確認したところ、発見されたとい
う情報しかいただいておりませんので、その内容をメールでお送りをさ
せていただいたという状況でございます。

小林委員　　いつもと同じニュアンスで送られましたかね。同じ、全く、内容で。

委員長　　暫時休憩いたします。

(午前10時08分 休憩)

(午前10時14分 再開)

委員長　　再開いたします。

小林委員。

小林委員　　いろいろな表現で確認の、保護された後のとか、いろいろな表現が難
しいということでもあるとは思いますが、議員としてですね、地

元の方々が困った場合もあるかもしれませんので、いろいろな表現をです
ね、ちょっと検討していただくように、要望だけさせていただきます。

引き続きですね、今回のようにですね、先ほどの公用車の事故があつ
たり、行方不明者、認知症の方の行方不明があつたり、また、不審者の
方もどんどんふえてきましたので、そういう方々の発見のためにもです
ね、公用車にドライブレコーダつけるっていうのもふえてきましたので、
そういうこともぜひ検討していただきますように、要望させていただきます

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についても、これをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任い
ただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会に当たり、副町長の挨拶をお受けいたします。
池田副町長。

副町長 (副町長挨拶)

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでございました。

(午前10時16分 閉会)